

給付金の制度が変更となります！

～ 地域企業経営人材確保支援事業給付金の制度改正について ～

- 給付規程が改正され、**給付金申請期限が「3月31日」まで延長**されました。
- 来年度の制度については、更に給付規程を改正する予定であり、その概要につきましてお知らせいたします。

地域企業経営人材確保支援事業給付金
REVICareer（レビキャリ）を活用して経営人材を獲得した地域企業にREVICが支給する給付金
REVICareer
レビキャリ

【変更点】

- ① 給付金支給対象となる年収基準の見直し（都道府県別カテゴリーの設置）
- ② 給付金の申請期限の延長
- ③ 給付金支給上限の引下げ（転籍型のみ）
- ④ ①及び③の適用時期における経過措置

※ 現行制度における詳細な要件等は、以下の特設サイトでご確認ください。

地域企業経営人材確保支援事業給付金の
・概要
・給付要件
・申請方法
等の詳細はこちらから確認できます →



地域企業経営人材マッチング促進事業特設サイトをご覧ください！

事業概要、REVICareerの利用方法・登録方法、給付金制度等について最新の情報を掲載しております
特設サイトはこちら⇒ <https://revicareer.jp/>

お問い合わせ先：株式会社地域経済活性化支援機構
地域企業経営人材確保支援事業給付金事務局
TEL:03-6266-0450 E-mail:shugyo-kyufukin@revic.co.jp

① 納付金支給対象となる年収基準の見直し（都道府県別 カテゴリーの設置）が実施されます！

年収基準の改正概要

- 地域毎の年収水準に開きがある状況を踏まえ、都道府県を3つのカテゴリーに分け、各カテゴリーごとに年収基準を見直します。

変更前	変更後
<p>1年当たり500万円以上（全国一律）</p> <p>（一部地域（28県）かつ60歳以上の案件については、450万円以上）</p>	<p>→</p> <ul style="list-style-type: none"> ・カテゴリーⅠ（東京・大阪等4都府県） 1年当たり<u>550万円以上</u> ・カテゴリーⅡ（北海道・福岡等33道府県） 1年当たり<u>500万円以上</u> ・カテゴリーⅢ（青森・長崎等10県） 1年当たり<u>450万円以上</u>

※1 「令和5年、6年賃金構造基本統計調査」を基に、地方における年収水準を踏まえ、以下のカテゴリー分けを実施。
注）今後、同調査の動向等を踏まえ、カテゴリー分けを見直すことがあります。

※2 「60歳以上かつ「一部地域に勤務」する場合に年収基準を450万円以上とする特例措置については廃止となります。

各カテゴリー該当都道府県（当該求人の勤務地により判定）

カテゴリー	年収基準	該当都道府県
I	<u>550万円以上</u>	東京都、神奈川県、愛知県、大阪府
II	<u>500万円以上</u>	北海道、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、三重県、滋賀県、京都府、兵庫県、奈良県、和歌山県、島根県、岡山県、広島県、山口県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、熊本県、大分県
III	<u>450万円以上</u>	青森県、岩手県、秋田県、山形県、鳥取県、徳島県、長崎県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

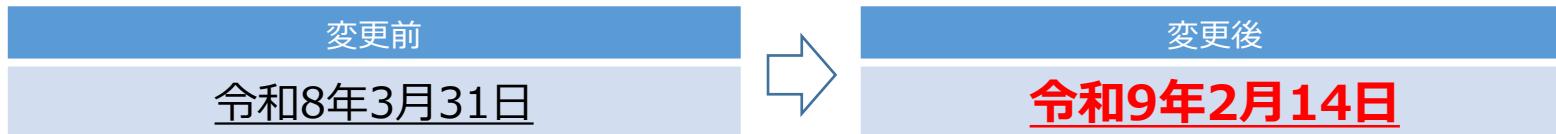
（経過措置）令和8年4月1日以降にレビュアリにおいて「内定承諾」となる案件から適用されます。

② 給付金の申請期限の延長、 ③ 給付金上限の引下げ、が実施されます！

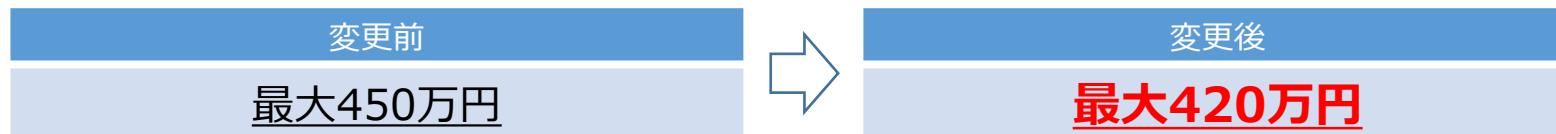
- 下記の2つの改正が実施されます。

給付金申請期限等の制度変更

【② 給付金申請期限の延長】



【③ 給付金支給上限を引下げ（転籍型のみ）】



※ 給付金の額の算出方法に変更はありません。

▶（代表例）2年間の給与等の合計額 × 100分の30

※ 現行制度における詳細な要件等は、特設サイトでご確認ください。

④ ①及び③の適用時期における経過措置が設けられます！

- 改正を予定している①及び③が適用される時期について、経過措置が設けられます。

経過措置

- ① 給付金支給対象となる年収基準の見直し（都道府県別カテゴリーの設置） 及び
③ 給付金支給上限の引下げ にかかる経過措置について
（内定承諾日にご留意ください）

4月1日
(新制度開始)

3月31日までにレビキャリにおいて「内定承諾」となる案件
→ ①及び③の適用はありません。

4月1日以降にレビキャリにおいて「内定承諾」となる案件
→ ①及び③が適用となります。